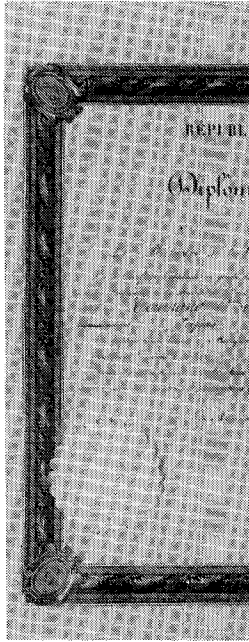
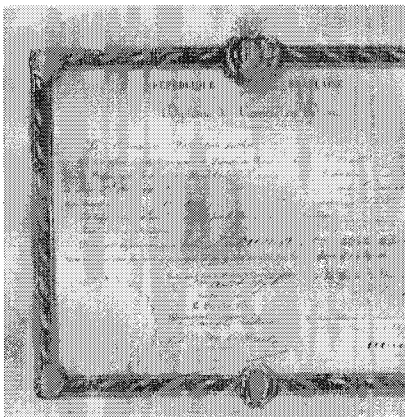


熊野敏三（明治8 [187  
取得した3通



法学博士証書。18  
同年12月31日付文  
左下方、白色円形



法学士証書。1878年8月7  
論文口頭試問合格。同年8月2  
文部大臣署名および官印押

F

Tout  
Le  
C  
D  
E  
F  
G  
H  
I  
J  
K  
L  
M  
N  
O  
P  
Q  
R  
S  
T  
U  
V  
W  
X  
Y  
Z

CC

M. C.  
M. M.

M. L.  
M. G.  
La r.  
La R.

1875-1876  
講。講義担  
A1判の大

明治初期、パリ大学法学部日本人学生の留学記録（一）

付けようとするものである。「補注」

ユ・ド・フランスも首都に置かれていた。学士院も然りである。このように、パリは文化的・学術的に見て、地方とは凡そ隔絶した重

資料 1

Amurakoshi

Amurakoshi

第 1

学部
法学
医学
理学
文学
薬学
神学
医薬
合
ラ
エ
コ
土
木
山
鉦

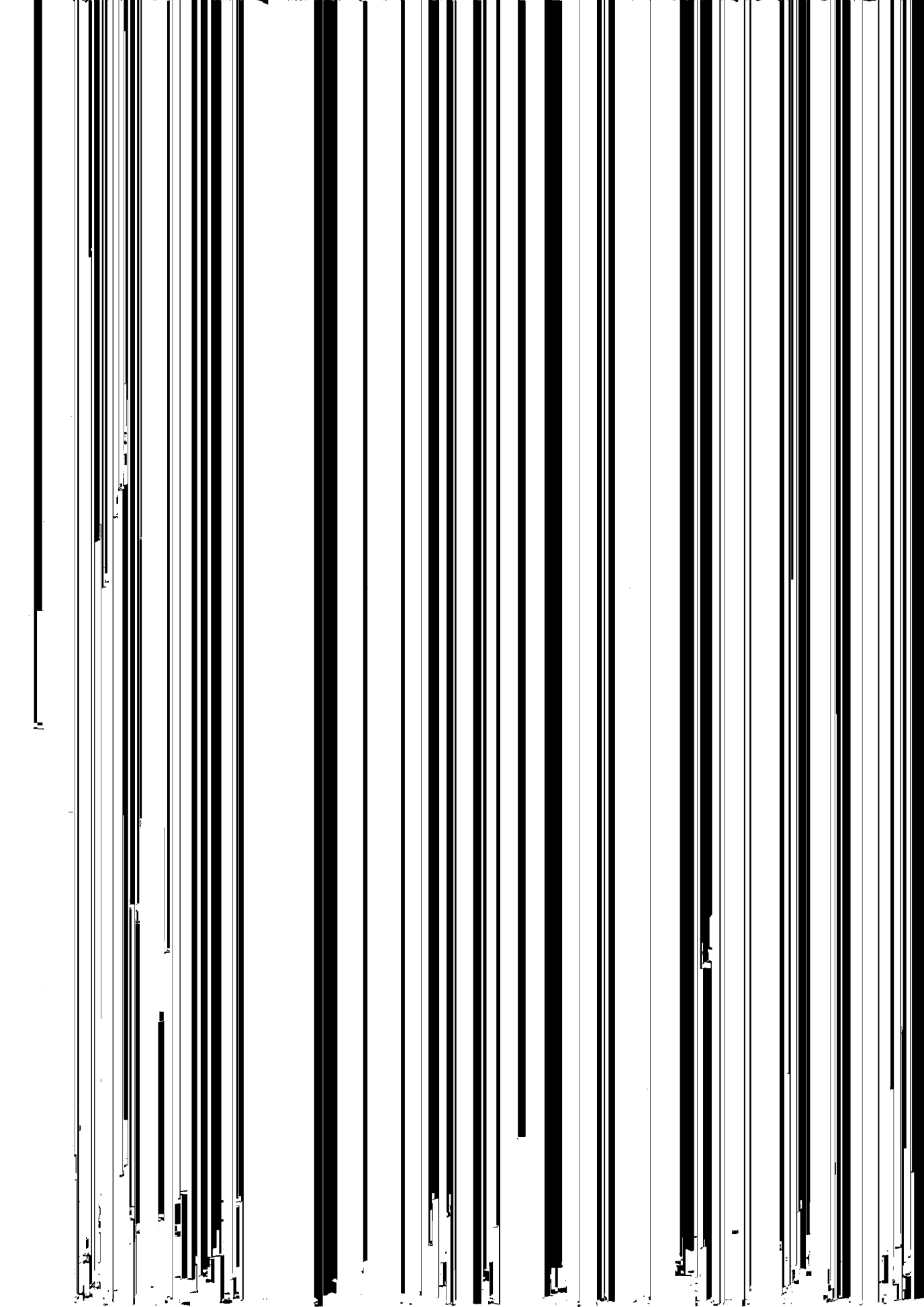
※ G

利用され——そのために、留學生の取扱ないしは受け入れが甚  
 視されたこともまた事実である。さらに、一九世紀後半のヨーロッパ

この問題は、入門して「ローレンツの力学」——ガセ糸口其れ後 伍伍に  
立ったことは明白であろう。

### 三 法学部への正式登録

得業士の免状がなければ、すべての学部（法・医学部以外の学部）  
を含めて）で第一回の登録をすることは許可されないこと、第二に、  
一八三七年以降は、理科得業士の免状がなければ、医学部の第一回  
試験を受験することができないこと、の二点が王命によって定めら  
れた。<sup>〔註9〕</sup>







音への登録を許可することには、自然の成り行きであり、もし許可し  
なかつたとすれば、その方がむしろ適切な判断ではない、と評言し  
〔補注2〕

西園寺のクーロンは、言活筆活字を自存し、オは作秀と云ふ。アは開ア  
大臣の登録許可を手に入れることができたのではないか、と推測さ

はないように思われる。使節一行は、七二年二月二六日に、パリで大統領チエルに謁見し、翌年一月一日には、新年祝賀のためヴェ

証明書を得たのかも知れない。広島出身の中村孟については、今後の調査が課題である。

フランスの法学部は Faculté (学部) という言葉を使用しているが、その実体は専門学校 (Ecole Professionnelle) —

一〇〇名の募集許可を得ており、その修業年数をはじめ具体的な教育課程の検討に取り組んでいた頃であったから、右の答議は、その

三十一 卷之三十一 三十一

三十一 卷之三十一 三十一

第二回試験

此 倉里 毎三の 告白 原之 戸不 行の 送付 一の 五三 行 伝

民法典の全部

頂くことかてきた 本誌 差頭の 口紙は 採れたもの 方イオてある ノ

法学教育に於いて、ナウの法学を、一應、凡庸ナニ「門外」としてドイツ

原理ヲ云（これは当時のドイツ法学の主流であったパンデクテン法学の意味であると解される）を教えることを主張して、つぎのようになる。

「前略」依然迷慣習居候而ハ所謂歐洲之音樂仲間ニ加入する目途ハ無

注 本表は、本邦に在る留學生の数を示す。

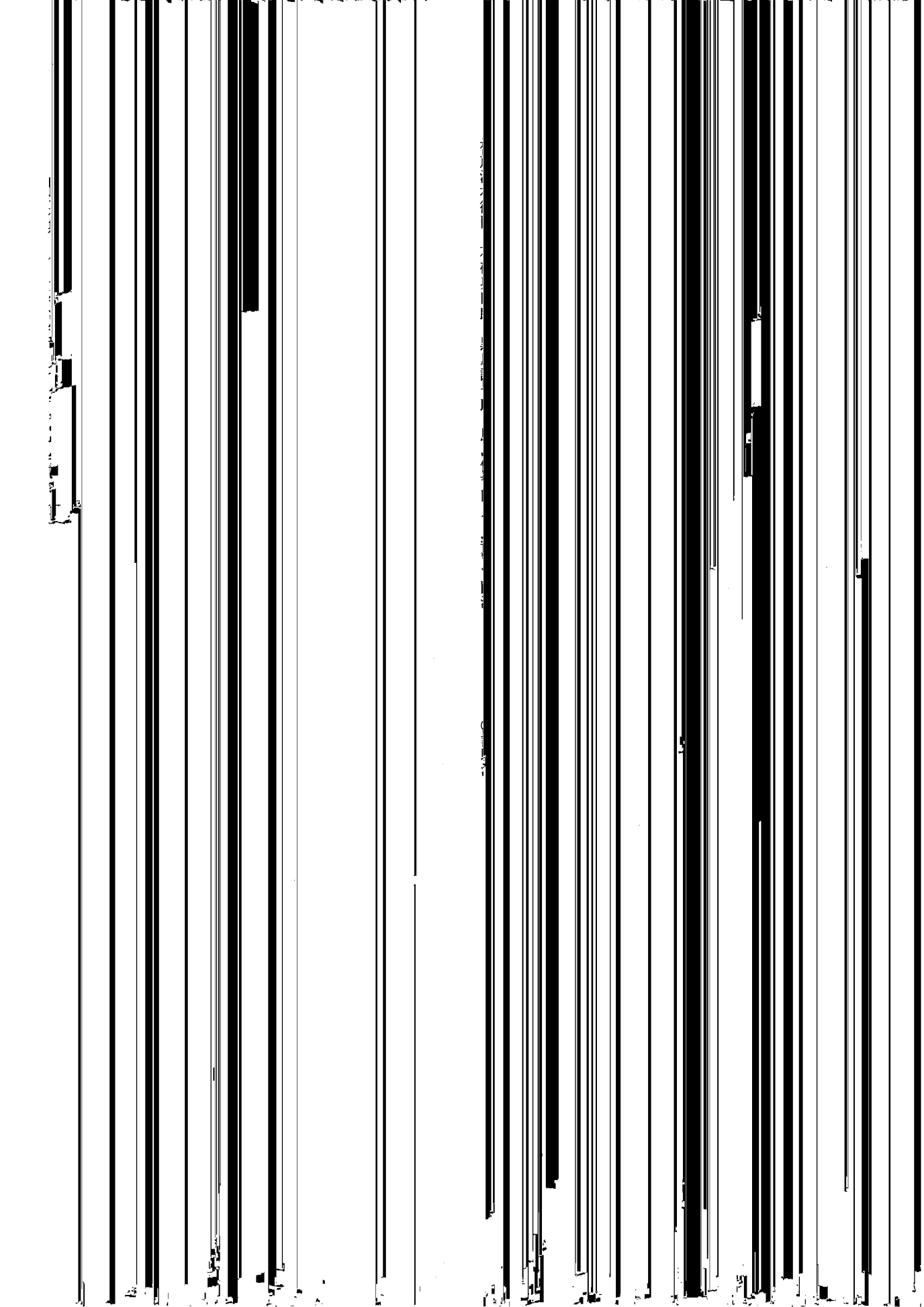
當省法學生徒之内六名為法律學修業佛蘭西國留學申付度旨兼テ伺置候

(6)

一八〇四年に設置された当初、法學校の数は二二（パリ、ディジョン、トリノ、グルノーブル、エクス、トゥールーズ、ボワチエ、レンヌ、カ

ン、フリョッセル、コーフレンツ、ストラスフル）であつたが、ナ





訴訟法

(第四十八條ヨリ第五百十六條ニ至ル)

条ニ至ル)

但シ其條箇ハ試問ヲ受クル者之ヲ撰ミ「ドハイエー」(官名)ノ

注罪法

(凡ソ三百條佐シ該法中各部ヨリ抜推スヘシ)

認許ヲ受ケヘシ

刑罰

(第一條ヨリ第七十四條ニ至ル及第四百六十三條)

刑罰ノ修養ノ止ノ所ニテハ伊語ニトテ書綴ルヘシ

○リサンス

以上

佛蘭西本國へ留学被仰付同國大・大学校ニ於テ修学為致實地裁判ノ景況ヲモ  
熟知為致候へハ成業帰朝ノ上ハ本邦法科ノ基礎ニ相成従来内外人裁判ノ

費ノ儀ハ定額中ヨリ仕拂可申積右御許容相成ニ於テハ

教師オワソナトミリ申出ノ趣モ有之前以佛國文部卿大・大学校教官ヘモ